

香川大学情報メディアセンター運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、香川大学情報メディアセンター規程（以下「センター規程」という。）

第14条の規定に基づき、香川大学情報メディアセンター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2条 センターは、センター規程第3条の業務を円滑に遂行するため、センター規程第4条に規定する運用管理部門に、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 教育デザイン部会
- (2) 教育システム部会
- (3) ネットワークシステム部会
- (4) 情報セキュリティ部会
- (5) ユーザーサービス部会

2 前項の各部会に部会長を置くことができる。

(部会長)

第3条 前条第2項に基づき各部会に部会長を置くときは、センター長が指名する。

2 部会長は、部会の業務を統括する。

3 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部会長の任期は、当該部会長を指名したセンター長の任期を超えることはできない。部会長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ICT 教育推進室)

第4条 センターに、教育デザイン部会の業務を遂行するため、ICT 教育推進室を置く。

(ヘルプデスク)

第5条 センターに、ユーザーサービス部会の業務を遂行するため、ヘルプデスクを置く。

(スタッフ会議)

第6条 センターに、センター規程第3条に規定する部門及び第2条に規定する各部会間の業務に関する円滑な連携・調整を図るため、スタッフ会議を置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年7月3日から施行し、令和2年7月1日から適用する。
- 2 この要項の施行の際、現にグループ長である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわ

らず、令和3年9月30日までとする。